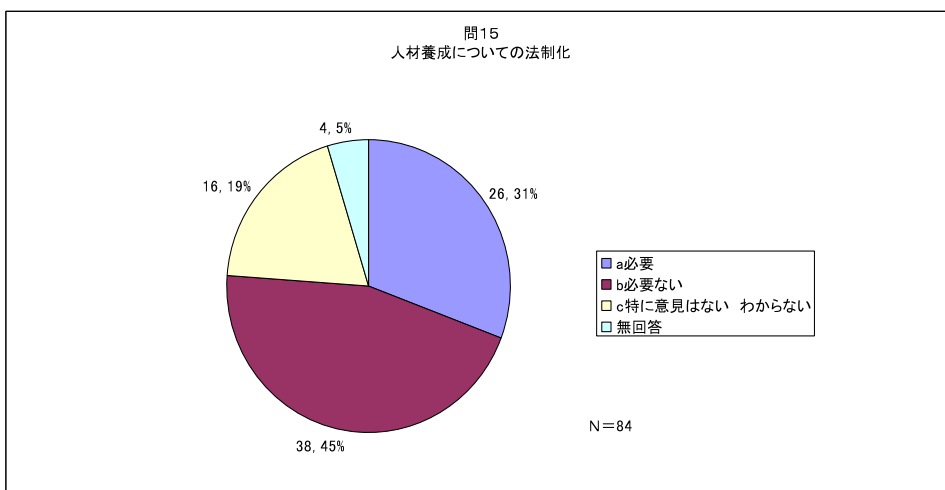
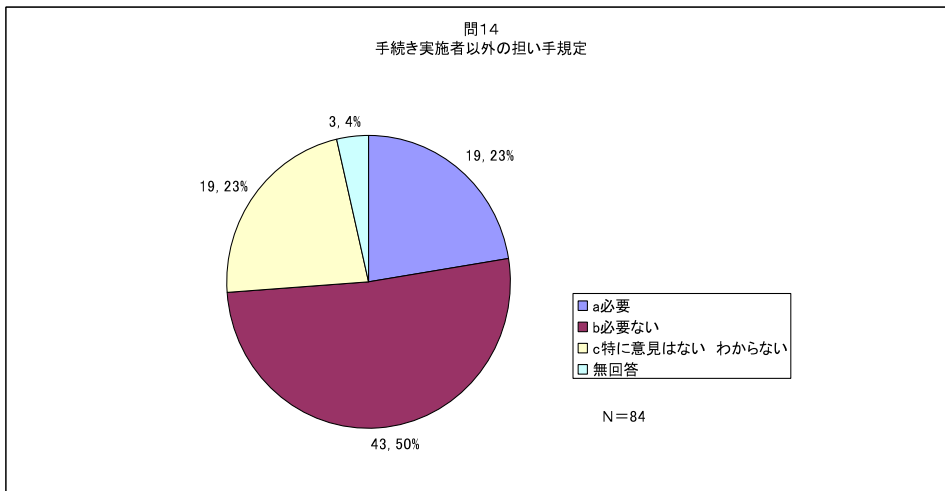
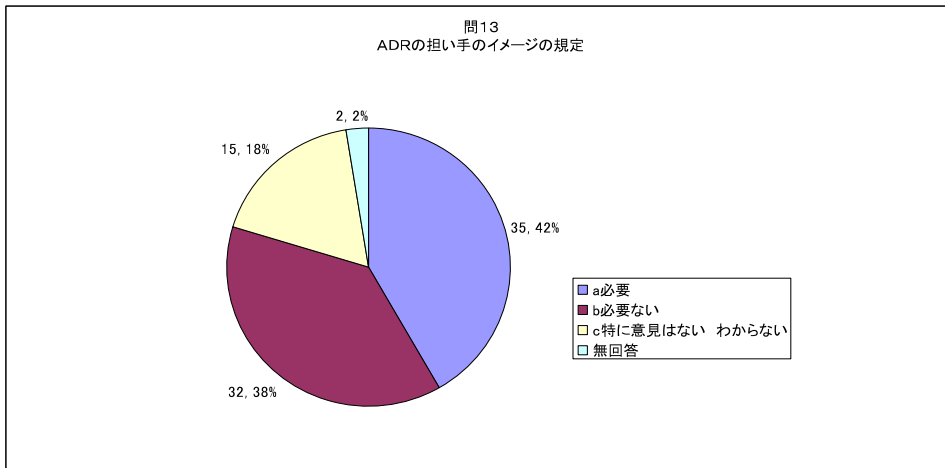


2011年7月22日

田中圭子

1 各回答の概要



## 2 各業界の分析

### 土地家屋調査士会

	問13 ADRの担い手育成のイメージや理念について、より明確な規定を置く必要があるでしょうか。必要とお考えの場合、どのような内容の規定が必要でしょうか。		問14 事務局スタッフや手続に関する専門家など、手続実施者以外のADRの担い手について、ADR法に規定を設けることが必要でしょうか。必要とお考えの場合、どのような規定が必要でしょうか。		問15 ADRの人材養成について何らかの法制化が必要でしょうか。必要な場合、どのような仕組みが望ましいとお考えですか。	
a必要	17	55%	10	32%	14	45%
b必要ない	10	32%	13	42%	11	35%
c特に意見はない わからない	4	13%	7	23%	6	19%
無回答	0	0%	1	3%	0	0%
合計	31		31		31	

### 行政書士会

	問13 ADRの担い手育成のイメージや理念について、より明確な規定を置く必要があるでしょうか。必要とお考えの場合、どのような内容の規定が必要でしょうか。		問14 事務局スタッフや手続に関する専門家など、手続実施者以外のADRの担い手について、ADR法に規定を設けることが必要でしょうか。必要とお考えの場合、どのような規定が必要でしょうか。		問15 ADRの人材養成について何らかの法制化が必要でしょうか。必要な場合、どのような仕組みが望ましいとお考えですか。	
a必要	13	54%	8	33%	12	50%
b必要ない	9	38%	12	50%	9	38%
c特に意見はない わからない	0	0%	3	13%	2	8%
無回答	2	8%	1	4%	1	4%
合計	24		24		24	

### 司法書士会

	問13 ADRの担い手育成のイメージや理念について、より明確な規定を置く必要があるでしょうか。必要とお考えの場合、どのような内容の規定が必要でしょうか。		問14 事務局スタッフや手続に関する専門家など、手続実施者以外のADRの担い手について、ADR法に規定を設けることが必要でしょうか。必要とお考えの場合、どのような規定が必要でしょうか。		問15 ADRの人材養成について何らかの法制化が必要でしょうか。必要な場合、どのような仕組みが望ましいとお考えですか。	
a必要	1	17%	0	0%	0	0%
b必要ない	3	50%	4	67%	4	67%
c特に意見はない わからない	2	33%	2	33%	2	33%
無回答	0	0%	0	0%	0	0%
合計	6		6		6	

### 弁護士会

	問13 ADRの担い手育成のイメージや理念について、より明確な規定を置く必要があるでしょうか。必要とお考えの場合、どのような内容の規定が必要でしょうか。		問14 事務局スタッフや手続に関する専門家など、手続実施者以外のADRの担い手について、ADR法に規定を設けることが必要でしょうか。必要とお考えの場合、どのような規定が必要でしょうか。		問15 ADRの人材養成について何らかの法制化が必要でしょうか。必要な場合、どのような仕組みが望ましいとお考えですか。	
a必要	1	20%	1	20%	0	0%
b必要ない	1	20%	3	60%	3	60%
c特に意見はない わからない	3	60%	1	20%	2	40%
無回答		0%		0%		0%
合計	5		5		5	

社会保険労務士会

	問13 ADRの担い手育成のイメージや理念について、より明確な規定を置く必要があるでしょうか。必要とお考えの場合、どのような内容の規定が必要でしょうか。	問14 事務局スタッフや手続に関する専門家など、手続実施者以外のADRの担い手について、ADR法に規定を設けることが必要でしょうか。必要とお考えの場合、どのような規定が必要でしょうか。	問15 ADRの人材養成について何らかの法制化が必要でしょうか。必要な場合、どのような仕組みが望ましいとお考えですか。			
a必要	3	100%	0	0%	0	0%
b必要ない	0	0%	0	0%	0	0%
c特に意見はない わからない	0	0%	3	100%	1	33%
無回答	0	0%	0	0%	2	67%
	3		3		3	

士業団体以外

	問13 ADRの担い手育成のイメージや理念について、より明確な規定を置く必要があるでしょうか。必要とお考えの場合、どのような内容の規定が必要でしょうか。	問14 事務局スタッフや手続に関する専門家など、手続実施者以外のADRの担い手について、ADR法に規定を設けることが必要でしょうか。必要とお考えの場合、どのような規定が必要でしょうか。	問15 ADRの人材養成について何らかの法制化が必要でしょうか。必要な場合、どのような仕組みが望ましいとお考えですか。			
a必要	0	0%	0	0%	0	0%
b必要ない	9	60%	10	77%	10	77%
c特に意見はない わからない	6	40%	3	23%	3	23%
無回答	0	0%	1	8%	1	8%
	15		13		13	

(1) 各業種ごとのデータから分析できること

問13 ADRの担い手についての法規制は、土地家屋調査士会、行政書士会、(社会保険労務士会が多く答えているが、司法書士会、士業以外は必要ないと答えているところが特徴になる。

問14の手続き実施者以外のADRの担い手についての法規制はどの機関も必要ないということではほぼ共通している、

問15 ADRの人材養成についての法制化については土地家屋調査士会、行政書士会が必要と答えているものの、司法書士会、弁護士会、士業以外の団体では、必要ないが多いのが特徴として挙げられる。

(2) コメントの特徴

①問13

「a 必要」と回答した機関のコメントの方が多かった。そのため、「相談から申立、相手方への説明、資料収集等、手続実施の前段階における担い手の役割は、ADR業務の中で重要な位置を占めており、これが人材の育成は、制度の根幹にかかわるものであることから、各担当別の研修及び研修プログラムに関する定めを置く必要はあると考える。」「調停人についての倫理規程」「担い手となる資質、適性、理念などに関する規定。これらが明らかになると、その育成のための研修を受ける目的意識の増進や、習得すべきことの明確化につながるのではないかと。ADR法の中での規定としなくても細則や準則、指針のようなものでもよいと思われる。」などの認定に対しての人材養成の明確化の必要性がコメントされて

いる。一方で「b 必要ない」と回答した機関のコメントは、「規定を設けることは、結果として、調停の柔軟性、専門性を阻害する。(上記で述べたように、ADR 先進諸外国の実務を参考に、ガイドラインのようなものを策定する必要があるのではないか)」「ADR の担い手の育成は重要と考えるが、ADR 手続多様性・柔軟性の特性を考えると、基本的な手続運営上の基本ルール以上に明確な規定を設けることは必要ないと考えます。」「必要ない。イメージや理念についての法規定は有用性がないばかりか、時として有害である。仮に法規定を設けるとしても全ての ADR に適応させるものではないよう配慮が必要である。専門資格者団体が行う特化したものまで対象とすることには消極である。」など、各機関の独立性や ADR の理念との整合性に対するコメントが多い。A また「a 必要」と答えた回答者にも「課題は理解できるが、人材は多種多様、研修のあり方も同様であるべきであり、法で定めるにはなじまないと考える。」があった。

#### ②問 1 4

コメントにバラつきがあり、「手続きでは、手続実施者(調停人)よりもむしろ、手続管理委員(ケースマネージャー)が重要な役割を演じると思われるからです。トータルに個別手続きをみて導く手続管理委員の規定があれば、その重要性についての認識が強まると思われます。」という意見のように手続き管理委員(ケースマネージャー)の必要性のコメントがある一方で、「事務局の充実は重要であるが、ADR 法上に規定を設ける必要はないと考えます。」「事務局スタッフも重要な位置を占めていることから、ADR 法に何らかの規定を設けるべきとは考える。しかし、大半の ADR 機関では、人件費等の問題から、事務局スタッフを必要かつ十分に配置できていないのではないかと。そうだとすると、現実離れた理想規定にならないよう注意すべきと思料する。」など、ケースマネージャーと法規定のバランスについてのコメントが注目される。

#### ③問 1 5

「各機関が責任を持って人材養成を実施している訳であり法制化までの必要は無い。」「法制化しての強固な規定よりも、ADR 関与者或いは関与希望者に向けて、研修プログラムを用意し、受講希望者が容易に利用出来るシステムが必要と考えます。努力目標的にステップアップしながら関与者の能力を高め、関与希望者には安易な気持ちでは、紛争には関われない事を知って貰う必要があると考えます。」のコメントのように各機関での人材養成の自主性や柔軟性が必要であるというコメントの一方、「手続実施者、事務局スタッフや手続に関与する専門家等の人材育成は、ADR 機関毎に独自の研修体制で実施しているのが現状であり、最低限のレベルを推し量ることすら困難な状況にあります。

各 ADR 機関にある程度の自由度を与えながらも、人材育成に関する一定の指針(例えば、行動目標・研修体制構築のメルクマールなど)を策定することは必要に感じます。」「人材育成のための環境整備(身近で利用しやすい育成機関からの講師派遣など)は必要と思われる。」「当面は人材育成に関する援助措置かと思われます。」その他人材養成は必要であるが費用などの課題などが挙げられている。